令和7年12月3日

質疑に対する共通回答書

社会福祉法人長野県社会福祉事業団
理事長 和田 恭良

件名：長野県松本あさひ学園給食調理業務委託

No.	質 問 内 容	回 答
1	調理業務委託料予算額（年額）について年額の予算額を提示いただいておりますが、契約書内に「最低賃金の上昇も踏まえ、年度ごとに委託費の見直しや交渉を行うことができる」という趣旨の文言を追記する交渉を行うことは可能でしょうか。若しくは、昨今の賃金上昇についての考え方をご教示ください。	文言の追記はいたしませんが、契約書第16条に基づき、必要に応じて委託料の協議・交渉は可能です。
2	献立及び食数の指示、変更等について（調理作業仕様書 別紙4 P.15）指示日が10日となっておりますが、弊社の発注締め切りが14日となっております。休日の都合も含めての14日前の変更は可能でしょうか。	可能です。
3	1日の予定食数及び単価（調理業務委託仕様書 P.2(2)イ）朝食・おやつの単価を上げていただきましたが、今後の物価上昇を踏まえ、年度ごとの単価の見直し、使用食材料費請求や交渉を行うことは可能でしょうか？	契約書第16条に記載のとおり、可能です。